



栃木県公報

平成28年
3月31日(木)
号外
第22号

目次

規 則

○栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例施行規則の制定	1
○英国大使館別荘記念公園の開園日を定める規則の制定	9
○県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則の一部改正	9
○栃木県消費生活条例施行規則の一部改正	9
○家庭の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則の一部改正	9
○自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則等の一部改正	10
○栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則及び栃木県景観条例施行規則の一部改正	10
○栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正	11
○栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正	11
○栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部改正	11
○栃木県訓練手当支給規則の一部改正	12

規 則

栃木県規則第十三号

栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例（平成二十七年栃木県条例第四十七号。以下「条例」という。）第十五条の規定に基づき、栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設（以下「記念施設」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休園日又は休館日)

第二条 記念施設の休園日又は休館日は、次のとおりとする。ただし、知事が必要であると認めたとき又は条例第十条第一項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要であると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これらを変更し、又は臨時に休園し、若しくは休館することができる。

一 英国大使館別荘記念公園及びイタリア大使館別荘記念公園にあつては四月、五月及び十一月の月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日後のその日に最も近い休日以外の日）、中禅寺湖畔ボートハウスにあつては四月、五月及び十一月の水曜日（その日が休日に当たる場合は、その日後のその日に最も近い休日以外の日）

二 十二月一日から翌年三月三十一日までの日

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要であると認めたとき又は指定管理者が必要であると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、臨時に開園し、又は開館することができる。

(利用時間)

第三条 記念施設の利用時間は、次のとおりとする。ただし、知事が必要であると認めたとき又は指定管理者が必要であると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これを変更することができる。

一 四月一日から同月三十日まで及び十一月十一日から同月二十日までの期間 午前九時から午後四時まで

二 五月一日から十一月十日までの期間 午前九時から午後五時まで

(利用許可の申請等)

第四条 条例第四条の許可を受けようとする者は、利用許可申請書(別記様式第一号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の利用許可申請書の提出期間は、条例別表第一に掲げる施設(以下「許可対象施設」という。)を利用しようとする日(以下「利用日」という。)の三月前の日の属する月の初日から利用日の七日前までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、条例第四条の許可をするときは、利用許可書(別記様式第二号)を第一項の申請者に交付するものとする。

(許可の変更等)

第五条 条例第四条の許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、利用変更許可申請書(別記様式第三号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により変更を許可するときは、利用変更許可書(別記様式第四号)を同項の申請者に交付するものとする。

3 許可利用者は、許可対象施設の利用を取り消すときは、利用取消届出書(別記様式第五号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用期間の制限)

第六条 条例第四条の許可を受けて許可対象施設を継続して利用する場合は、十日間を超えて利用することはできない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(整理員)

第七条 許可利用者は、利用に係る施設における秩序を保持するため、必要に応じ、整理員を置かなければならない。

(職員の立入り)

第八条 指定管理者は、記念施設の管理のため必要があると認めるときは、条例第四条の許可を受けて現に利用されている施設に職員を立ち入らせることができる。

(原状回復の報告)

第九条 条例第九条の規定により利用に係る施設を原状に回復した者は、その旨を指定管理者に報告しなければならない。

(利用料金の支払い等)

第十条 許可利用者は、第四条第三項の利用許可書又は第五条第二項の利用変更許可書の交付を受けたときは、指定管理者が別に定める期限までに施設利用料を指定管理者に支払わなければならない。

2 条例別表第二に掲げる施設に入館しようとする者は、条例第十二条第二項の規定により観覧料を指定管理者に支払い、観覧券の交付を受けなければならない。

(利用料金の公告)

第十一条 知事は、条例第十二条第三項後段の承認をしたときは、当該承認に係る利用料金を公告するものとする。

(利用者の遵守事項)

第十二条 記念施設の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 記念施設の施設(附属設備及び物品を含む。以下同じ。)を汚損し、又は破壊しないこと。
- 二 指定された場所以外の場所にごみその他の汚物を捨てないこと。
- 三 許可なく広告、宣伝その他これらに類する行為、着附金の募集並びに物品及び飲食物の販売を行わないこと。
- 四 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 五 火気を使用しないこと。
- 六 危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
- 七 指定された場所以外の場所で喫煙しないこと。
- 八 記念施設内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者を入園させ、又は入館させないこと。
- 九 係員の指示に従うこと。

(入園又は入館の制限)

第十三条 指定管理者は、前条の規定に違反すると認められる者に対し、入園若しくは入館を禁止し、又は退園若しくは退館を命ずることができる。

(汚損等の報告)

第十四条 記念施設の施設を汚損し、破損し、又は紛失した者は、その旨を指定管理者に報告しなければならない。

(委任)

第十五条 この規則に定めるもののほか、記念施設の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別記様式第1号 (第4条関係)

栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

担 当 者 _____

電 話 番 号 _____

次のとおり栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設の利用をしたいので申請します。

展 示 会 等 の 名 称

展 示 会 等 の 概 要

利 用 日 時	期 間	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで
	時 間	時 分から 時 分まで

利 用 施 設

- 英国大使館別荘記念公園ギャラリー
- イタリア大使館別荘記念公園ギャラリー
- 中禅寺湖畔ボートハウスギャラリー

会 場 住 所

責 任 者 職 氏 名

電 話 番 号

()

問 合 せ 先

申請者

会場責任者

共 催 者 名

そ の 他
(特 記 事 項)

別記様式第2号 (第4条関係)

栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設利用許可書

第 年 月 日 号

様

年 月 日付けで申請のあった栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設の利用を次のとおり許可します。

指定管理者



展示会等の名称		
展示会等の概要		
利用日時	期 間	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで
	時 間	時 分から 時 分まで
利 用 施 設		<input type="checkbox"/> 英国大使館別荘記念公園ギャラリー <input type="checkbox"/> イタリア大使館別荘記念公園ギャラリー <input type="checkbox"/> 中禅寺湖畔ボートハウスギャラリー
許 可 の 条 件		
利 用 上 の 注 意		1 栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例及び栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例施行規則に従うこと。 2 利用当日は、本許可書を受付の係員に提示すること。
備 考		

別記様式第3号 (第5条関係)

栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設利用変更許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

担 当 者 _____

電 話 番 号 _____

年 月 日付け第 号で許可を受けた の利用について
次のとおり変更したいので申請します。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

変 更 理 由	
------------------	--

別記様式第4号 (第5条関係)

栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設利用変更許可書

第 年 月 日 号

様

年 月 日付け第 号で許可をした の利用に関し、
年 月 日付けで申請のあった変更については、次のとおり許可します。

指定管理者

印

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
許 可 の 条 件		
利 用 上 の 注 意	<p>1 栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例及び 栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例施行規則に従うこと。</p> <p>2 利用当日は、本許可書を受付の係員に提示すること。</p>	

別記様式第5号（第5条関係）

栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設利用取消届出書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

担 当 者 _____

電 話 番 号 _____

年 月 日付け第 号で許可を受けた の利用について
次の理由により取り消すこととしたので届け出ます。

取 消 理 由

備考 利用許可書（変更の許可を受けている場合には、利用許可書及び利用変更許可書）
を添付すること。

栃木県規則第十四号

英国大使館別荘記念公園の開園日を定める規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

英国大使館別荘記念公園の開園日を定める規則

栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例(平成二十七年栃木県条例第四十七号)附則第二項の規則で定める日は、平成二十八年七月一日とする。

(自然環境課)

栃木県規則第十五号

県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則の一部を改正する規則

県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則(昭和六十年栃木県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一項の表栃木県立日光自然博物館の項の次に次のように加える。

英国大使館別荘記念公園	観覧料
イタリア大使館別荘記念公園	観覧料

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(県民文化課)

栃木県規則第十六号

栃木県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県消費生活条例施行規則(昭和五十一年栃木県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条中「第二十一条の三第一項」を「第二十一条の八第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条の次に次の一条を加える。

(消費生活センターの公表事項)

第十八条 条例第二十一条の三の規則で定める事項は、消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第八条第一項第二号イ及びロに掲げる事務を行う日及び時間とする。

様式第六号中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に、「第21条の3第1項」を「第21条の8第1項」に改める。

様式第七号中「(第19条関係)」を「(第20条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(くらし安全安心課)

栃木県規則第十七号

家庭の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

家庭の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則の一部を改正する規則

家庭の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則（平成十八年栃木県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「及び栃木県立日光自然博物館」を「、栃木県立日光自然博物館、英国大使館別荘記念公園及びイタリア大使館別荘記念公園」に改め、本則の養栃木県立日光自然博物館の項の次に次のように加える。

英国大使館別荘記念公園	観覧料
イタリア大使館別荘記念公園	観覧料

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（人権・青少年男女参画課）

栃木県規則第十八号

自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則の一部改正）

第一条 自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則（昭和四十九年栃木県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号八(カ)中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

（栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部改正）

第二条 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成十一年栃木県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一建築物の部十九の項中「~~一~~遊戯娯楽」を「~~遊~~娯楽」に改める。

（栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正）

第三条 栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十七年栃木県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)ばい煙に係る特定施設の表第三欄イ、(2)粉じんに係る特定施設の表第三欄ウ、(3)汚水に係る特定施設の表第三欄ウ、(4)騒音に係る特定施設の表第三欄ウ及び(5)振動に係る特定施設の表第三欄ウ中「~~第2~~※~~第1~~項~~第2~~号」を「~~第2~~※~~第1~~項~~第8~~号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（自然環境課）

栃木県規則第十九号

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則及び栃木県景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則及び栃木県景観条例施行規則の一部を改正する規則

（栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正）

第一条 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成十一年栃木県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

（栃木県景観条例施行規則の一部改正）

第二条 栃木県景観条例施行規則（平成十五年栃木県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第七号を次のように改める。

七 独立行政法人労働者健康安全機構

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(廃棄物対策課)

栃木県規則第二十号

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年栃木県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(林業振興課)

栃木県規則第二十一号

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則（平成十五年栃木県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の1栃木県産業技術センターの部(2)材料処理機器類の款電子線描画装置の項及び反応性イオンエッチング装置の項を削り、同部(4)寸法・形状測定機器及び表面観察機器類の款X線CTスキヤンの項の次に次のように加える。

X線CT装置	1 台 2,030円	2,030円
--------	------------	--------

別表第二の1栃木県産業技術センターの部(4)寸法・形状測定機器及び表面観察機器類の款コロニアナライザシステムの項及び同部(9)その他の款微生物熱量計の項並びに同表の2栃木県産業技術センター繊維技術支援センターの部(1)機械加工機器類の款スピンドルスターの項を削り、同部(2)材料処理機器類の款染色機（試験用）の項の次に次のように加える。

デキスタイルインクジェットプリンタ	1 台 1,660円	1,660円
-------------------	------------	--------

別表第二の3栃木県産業技術センター県南技術支援センターの部(1)機械加工機器類の款高精度立形NCフライス盤の項及び同部(5)分析機器類の款原子吸光分光光度計の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県規則第二十二号

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部を改正する規則

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則（平成十五年栃木県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表の栃木県産業技術センター手数料細目表の部第一項第六号(1)を削り、同号(2)中「X線透視検査」の下に「(マイクロフォーカス)」を加え、同号中(2)を(1)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) X線透視検査(大型)

イ	一試料につき十分間まで	三千二百三十円
ロ	一試料につき十分間を超える場合は、その超える十分間までごとに	九百五十円
ハ	観察画像の出力	八百三十円
ニ	フィルム(二百五十四ミリメートル×三百五ミリメートル)使用によるもの	四千円
ホ	フィルム(八十五ミリメートル×三百五ミリメートル)使用によるもの	二千七百八十円

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(工業振興課)

栃木県規則第二十三号

栃木県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

栃木県訓練手当支給規則(昭和四十五年栃木県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改める。

第六条第七項中「第六項」を「第四項」に、「を第六項」を「を同項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(労働政策課)